日 歯 発 第 ４ １ ９ 号
令 和 ４ 年 ６ 月 ３ ０ 日
（厚生会員部門扱い）

都道府県歯科医師会会長　各位

公益社団法人　日本歯科医師会
会　　長　　堀　　憲　郎
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染被害見舞金（令和４年度時限措置）
給付対象期間及び申請期限の変更のお知らせ
令和 4 年 9 月 30 日までの休診を対象
申請期限は令和 5 年 3 月 31 日まで

平素は本会会務運営にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が進み、重症者数は減少傾向であることから、政府の対応状況等も変化しております。厚生労働省通知により、歯科医療従事者が濃厚接触者となった場合でも、状況により自宅待機期間が解除され、診療に従事できる状況となりました。

また、本会の監査法人及び嘱託弁護士からは「時限措置であった見舞金給付を継続的に行うことは特別利益供与となる可能性がある」との助言があったところです。

このようなことから標記見舞金について、公益社団法人としてのガバナンス上の責任も踏まえて議論を重ね、本日開催の第 16 回理事会において、給付対象期間を令和 4 年 9 月 30 日、申請期限を令和 5 年 3 月 31 日までとすることを決定いたしました。

つきましては、見舞金の申請要領について下記のとおりご案内いたしますので、貴会所属の本会会員への周知および申請手続きについてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【対象期間(終了日)】令和 4 年 9 月 30 日までの休診を対象とし、令和 4 年 9 月 30 日を跨る休診期間も対象とします。

【申　請　期　限】見舞金申請書の本会受付期限は、入院及び療養期間並びに郵便事情等を考慮し、上記の対象期間の休診に限り、令和 5 年 3 月 31 日消印まで有効とします。

＜別添＞
・新型コロナウイルス感染被害見舞金申請書（令和 4 年度改訂様式）